

登録有形文化財（建造物）

山崎歯科医院記録保存調査報告書



平成 23 年 6 月 15 日撮影

平成 25 年 3 月 31 日

松本市教育委員会



撮影 湯澤和貴氏
平成 22 年 10 月 17 日

カラー図版2 被災直後の外観（6月30日）



2階南面西側アーチ上の亀裂



2階西面南側アーチ上の亀裂



2階東面南隅の亀裂



北西隅棟部分の屋根瓦の崩落



2階東面北側アーチ上の亀裂



1階南面東側アーチ部の煉瓦、2階同窓台タイルの崩落



2階北西和室の北面アーチ上の漆喰壁の剥落



2階南壁のはらみ出しによる天井部の開き



倒壊防止のために設置された足場及び屋根瓦崩落のためのシートによる養生

カラー図版4 損傷部分の拡大



2階北西和室の北面アーチ上の煉瓦の突出



2階東面南隅の亀裂（室内）



南壁煙突除去部分の小屋裏



1階東面の旧入口部分の亀裂



2階西面南側アーチ上の亀裂



1階南面東側アーチ部の要石（煉瓦を砂漆喰で被覆）

カラー図版5 梁の墨書及び下地材に用いられた新聞



「明治二十一年」



「〔八〕月吉日 建築」



「煉瓦積大場鉄五郎」



「大工飯田重吉 / 煉化積酒井為吉」



「東京日日新聞第五千三百八拾號」



「明治廿(二)年十月二(日)水(曜日)」



倒壊防止のため2階の煉瓦壁外面を炭素繊維のシートで鉢巻状に固定



追加調査をする信濃伝統建築研究所の和田所長



建築研究所の長谷川建築生産研究グループ長（左）

カラー図版7 解体作業



屋根の除去作業



砂漆喰で固められた煉瓦壁最上の屋根との接合部



東面北側（1階窓のアーチ部分に木柱が残る）



東側増築部分の置屋根



1階西壁の連結部分



東壁面の延石基礎（西側の一部は間知石基礎）

序

松本の近代化を象徴する文化財として、重要文化財 旧開智学校校舎があり、「学都松本」のシンボルの一つとなっています。開智学校は、明治5年(1872)8月3日の学制発布を受け、翌明治6年5月6日に、廃寺となった全久院を利用して、「第二大学区第一番小学開智学校」として開校しました。重要文化財に指定されている校舎は、松本の大工棟梁 立石清重による設計で、明治8年に着工し、明治9年4月に竣工しました。

その後も、進取の気風に富んだ松本の先人たちは、大正期にかけて次々に洋風、擬洋風の建物を建築していきます。レンガ造の山崎歯科医院もその一つで、平成8年に、長野県における初期の煉瓦建築として、長野県の第1号の登録有形文化財(建造物)として登録されました。

平成23年6月30日午前8時16分、松本市を襲った震度5強の地震により、山崎歯科医院は、煉瓦壁のいたるところに亀裂が走り、瓦が落ちるなど甚大な被害を受けました。その後、市民の有志の皆さんが、山崎歯科医院を何とか後世に残そうと「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」を立ち上げ、1年間にわたって保存のために奔走されました。

しかし、平成24年7月6日、万策尽きて、所有者から建物の解体撤去の現状変更届けが提出され、120年余りの歴史を刻んだ赤レンガの山崎歯科医院は松本のまちから姿を消しました。本報告書は、所有者の思いにより、現地に残された煉瓦壁の一部とともに、煉瓦造の山崎歯科医院を後世に伝えるために作成いたしました。

今回の調査にご尽力いただきました和田勝所長はじめ信濃伝統建築研究所の皆さん、遠路をいとわず解体現場に駆けつけてくださいました建築研究所の長谷川直司先生、そして「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」の皆さんの活動に対し、心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

松本市教育委員会
教育長 吉江 厚

例 言

- 1 本書は、平成23年6月30日の地震による被害で解体を余儀なくされた、松本市丸の内2番12号に所在した登録有形文化財 山崎歯科医院の記録保存調査報告書である。
- 2 本書は、有限会社信濃伝統建築研究所が行った登録有形文化財 山崎歯科医院の記録保存調査の報告と、「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」会員の調査及び活動記録をまとめたもので、本文及びコラム、写真、図面で構成される。
- 3 本書の刊行に当たり、解体除去作業に立ち会われた、独立行政法人建築研究所 建築生産研究グループ長 長谷川直司先生から玉稿を賜った。
- 4 巻頭写真は名前を記したものを除き、事務局が撮影した。また、本文中の写真及び図は、執筆者が調製した。

5 本書の編集は、松本市教育委員会文化財課文化財担当（事務局）が行った。

6 本文執筆の分担は次のとおりである。

第1章	事務局
第2章第1～3節	「赤レンガの旧山崎歯科を残す会」会員 米山文香
第4、5節	事務局
第3章第1～3節	有限会社信濃伝統建築研究所 所長 和田 勝
第4節	独立行政法人建築研究所 建築生産研究グループ長 長谷川直司
第4章	「赤レンガの旧山崎歯科を残す会」事務局長 増田博志
第5章	事務局
関連年表	事務局
図面調整	有限会社信濃伝統建築研究所 神田賢志
巻頭写真提供	湯澤和貴

(敬称略)

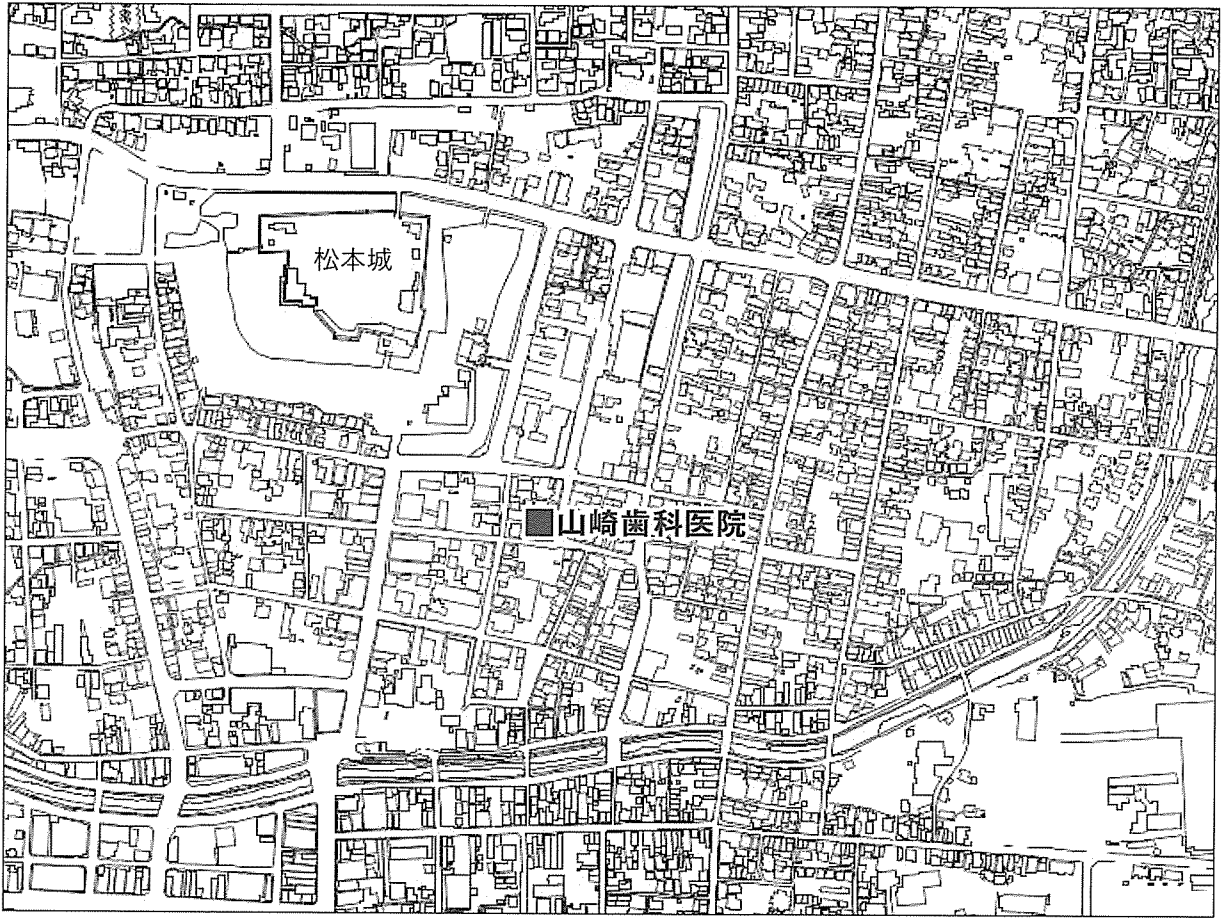
7 本書の刊行の経費には、「赤レンガの旧山崎歯科を残す会」からの寄附金の一部を充当した。

事務局	教育長	吉江 厚
	教育部長	二木保明（平成23年度） 川上一憲（平成24年度）
	文化財課長	塩原明彦（平成23年度） 伊佐治裕子（平成24年度）
	文化財担当係長	木下 守
	文化財担当	小原 哲 百瀬将明

目 次

序

第1章 調査に至る経緯	5
第2章 登録有形文化財 山崎歯科医院の歴史的環境	7
第1節 明治の松本	7
第2節 山崎歯科医院が建てられた理由・・・言い伝えの検証	8
第3節 煉瓦の産地	9
第4節 登録有形文化財 山崎歯科医院の変遷	9
第5節 登録有形文化財としての山崎歯科医院	12
第3章 調査の概要	13
第1節 発見資料及び記録など	13
第2節 建物の現状	14
第3節 解体中の再調査	15
第4節 煉瓦の積み方	15
関連年表	18
第4章 赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会の活動	19
第5章 調査のまとめ	23
実測図	24
現状1階平面図 / 現状2階平面図 / 現状東面立面図	
現状南面立面図 / 現状桁行断面図 / 現状梁間断面図	
あとがき	



位置図



第1章 調査に至る経緯

山崎歯科医院は、「長野県における煉瓦造建築の最初期の例」であり、「明治期の煉瓦造建築の典型を示すとともに技術水準の高さを示している」との価値が認められ、長野県の登録有形文化財（建造物）第1号として、平成8年12月26日に文化財登録原簿に登録された。山崎歯科医院は煉瓦造建物であり、登録基準は、「三 再現することが容易でないもの」に該当する。

この建物の形式及び規模は、煉瓦造2階建、和小屋寄棟屋根、瓦葺で1階床面積は95.84㎡、2階床面積は87.68㎡、延面積183.52㎡である。煉瓦の積み方は、煉瓦の長手（側面）と短手（小口）を1段ごとに積み替えていくイギリス積みで、壁面には弧形アーチの窓を開けている。

平成23年6月30日午前8時16分、松本の市街地を震度5強の地震が襲った。この地震で、国宝松本城天守をはじめとする松本市内の文化財建造物の壁に亀裂が走ったり、梁が裂けたり、あるいは庭園の燈籠が倒れるなど、13件の文化財が被害

を受けた。なかでも、組積造の山崎歯科医院は、屋根瓦が落下し、煉瓦壁のいたるところに亀裂が走り、壁体が外に傾斜するなど倒壊の危険にさらされ、すぐに足場を組んでこれに備え、屋根及び足場外面にビニールシートによる養生を行った（写真1）。

翌7月1日、文化庁の豊城浩行主任調査官が現地調査のために来松され、長野県教育委員会の上條昌明指導主事が同行して、国指定および登録文化財を調査いただいた（写真2）。山崎歯科医院については、法的、技術的に保存が可能か検討する必要があるとの指導をいただいた。

これを受け、市教育委員会では、7月6日に、長野県建築士事務所協会松筑支部に現地調査を依頼し、煉瓦造建造物の修復経験のある技術者から、「開口部上部のアーチ部分のいたるところに亀裂が見られる。この亀裂は煉瓦のはらみ出しによるもので、致命的である。」との見解が示された。また、「アーチ部分に亀裂の入った建物は、組積造として修復することは不可能であり、解体復元も建築基準法上、また、構造的にも耐久性が無いため不可能であり、結果として除却するしかない。」と結論付けられた。

翌7月7日に、この結果を、県教育委員会を通じて文化庁に報告したところ、登録部門の武内正和調査官から「技術的に修復が困難で、文化財的価値を失ったのであれば、いたし方ない。滅失届を提出していただくことになるが、解体前に記録を残しておくことが望ましい。」との指導をいただいた。



写真1 被災後、養生を行った山崎歯科医院



写真2 文化庁の現地視察風景

所有者も倒壊の危険を心配していたため、7月8日にこの結果を伝達するとともに、記録保存調査の手配をした。記録保存のための現地調査として、有限会社信濃伝統建築研究所により、7月13日から15日にかけて、平面、立面及び断面の調査が行われた。

一方で、長野県建築士事務所協会により、「元に戻さずに、現状の外観を維持する」という視点で、現地保存することが検討されはじめた。7月11日に現地調査を行ったうえで、現地保存の提案を受けた。この考えに地元町会が賛同し、所有者の了解を得て、8月1日に「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」（以下、「残す会」という。）の立上げが表明された。これにより、記録保存の現地調査は、煉瓦壁の断面を残して中断し、所有者から文化庁に「き損届」を提出した。

9月1日に正式に発足した「残す会」は、集めた募金の一部を資金として、11月8日に保存のための応急工事を実施した（写真3）。その工法は、煉瓦壁の亀裂を樹脂で埋め、2階の煉瓦壁外面を炭素繊維のシートで鉢巻状に固定するというものである。

12月13日、登録有形文化財候補物件の現地調査のために来松した文化庁の武内調査官が現地を確認し、「修理工事を行えば、今の形で残すことは可能と思うが、50年、100年もたせるためには、相当な補強が必要だろう。」「登録有形文化財なので、今後、所有者の経済的、精神的負担とならないよう進めてほしい。」とコメントされた。

平成24年6月30日、地震から1年を経て、「残す会」は保存を断念し、活動を休止した。これにより、所有者から建物の解体除去の現状変更届けが提出され、8月5日には「残す会」により最後の見学会が行なわれ、同9日から惜しまれながら解体工事が始まった。同23日には、市教育委員会が、残されていた煉瓦壁断面の記録保存現地調査を行った。また同日から24日まで、独立行政法人建築研究所の建築生産研究グループ長である長谷川直司先生が、つくば市から解現場の調査にみえられた。同26日からは煉瓦壁の本格的な解体が始まり、同27日の早朝に「残す会」が煉瓦の採集を行っている（写真4）。集められたレンガのなかには、墨書のあるものが見られたが、産地を特定できるような刻印等は発見できなかった。

解体作業も終盤を迎えた8月29日、所有者と話をし、煉瓦壁の南東隅の一角を残していただくことになった。ほんのわずかではあるが、長野県第1号の登録有形文化財は、その一部を現地にとどめることとなった。そして、9月3日、解体を終えて、現状変更等完了報告書を文化庁に提出した。現時点では、登録抹消の通知は届いていない。

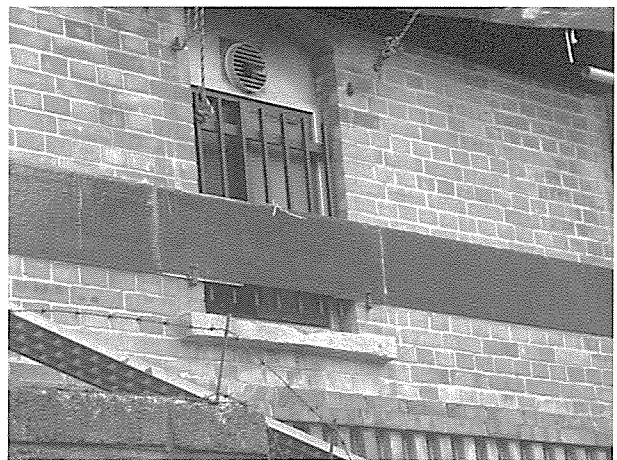


写真3 炭素繊維シートによる固定（北面2階）



写真4 「残す会」の皆さんの煉瓦採集作業

第2章 登録有形文化財 山崎歯科医院の歴史的環境

第1節 明治の松本

明治4年(1871)7月14日、廃藩置県の詔書が出され、松本藩は松本県となり、11月20日に信濃国・飛騨国6県の統合により筑摩県となった。このとき、本丸内は天守を含め兵部省が、内堀は大蔵省が、二の丸は松本県が所管することとなった。二の丸御殿は県庁舎として使用されたが、天守をはじめその他の建物は競売に付された。このとき、天守の買い戻しに奔走した市川量造は、天守を会場とした博覧会の開催を計画した。筑摩県博覧会は、明治9年8月に筑摩県が廃止されるまで5回にわたり開催され、天守での博覧会の開催により『新しい時代の到来』を松本の人々も肌身で感じていた。

こうしたなか、松本では、明治9年竣工の開智学校(本町)、同10年の師範学校(現在の日本銀行松本支店の場所)、大手門周辺の警察署(明治11年)・電信局(明治13年)など洋風建築(擬洋風建築)が、近代化を象徴するものとして建設された。また、殖産興業政策として様々な産業が興るが、明治10年代の蚕種輸出の低迷により一時衰退した養蚕は、国策により製糸目的に切り替わり、明治23年には岡谷から片倉が進出して製糸場を創業し、製糸業と養蚕で松本のまちも活気づいていった。

一方、明治になって、江戸時代の城郭の堀は無用となり、三の丸と城下町を一体利用するために、総堀は明治9年に大手門の付近から順次埋め立てられていった。総堀の南側を埋め立てた直後、明治19年2月10日と同21年1月4日、松本の町を大火が襲った。山崎歯科医院は、明治21年8月吉日と小屋梁に墨書されており、2度の大火直後に建てられている。



写真5 小屋梁の墨書



写真6 明治十三年六月御巡幸松本御通図(開智学校、電信局、警察署が見える)

第2節 山崎齒科医院が建てられた理由・・・言い伝えの検証

山崎齒科医院には、「①明治20年代初期に丸山善太郎という煉瓦商が、②東京の三井ハウスと同じ煉瓦を売るためのモデルハウスとして建て、③用途は外国人宣教師館であった」という言い伝えがあるという。

建築史家の藤森照信氏は、山崎齒科医院を紹介する著書のなかで、②については「三井ハウス(三井組ハウス：第一国立銀行)は木造」であった、③については「外人宣教師は教会と同じ敷地に住むのが鉄則」という理由で間違いとしている。①については小屋梁の墨書に「明治二十一年八月吉日 建築 丸山善太郎 大工飯田重吉 煉瓦積酒井為吉」とあることが判り、煉瓦積職人の名前を残していることから、煉瓦商が煉瓦を売り広めるためのモデルハウスとして建てた可能性もあるとしている。

①の築年と施主については、ほぼ正しいことが判った(実際の墨書は「善太郎」)。煉瓦商であったかどうかについては、ご子息への聞き取り調査で、ご子息(大正生まれ)の記憶にあるのは昭和の初期からであるが、当該建物の西隣の建物で煉瓦やセメントなどの建材を売っていたことが判った。番頭さんがいたという。また、大正5年と8年の日本全国商工人名録にも「セメント・煉瓦 丸山善太郎」と記されている。丸山善太郎が煉瓦商であったことは判ったが、建築当時から煉瓦商であったかは、現時点では確認できていない。

丸山善太郎は、安政の生まれで、徴兵により西南戦争に行き、熊本の津田彦八邸で「陸軍士官」として写真に写っている。墓は蟻ヶ崎霊園に有り、墓石の脇の植込みの縁石に煉瓦が使われている(写真7)。ご子息は、祖母が煉瓦の窓から神道祭の花火を見ていた姿が思い出にあるという。

②については、明治20年ころから近代化政策の一環として国の建物を煉瓦造で造る方針であるのに乗じて、渋沢栄一などが三井物産会社の後ろ楯により大規模な煉瓦工場を創る。そして、三井物産会社は委託販売契約により煉瓦の販売を行っていた。このことから、「三井ハウスと同じ煉瓦」を売ろうとしたのではなく「三井物産会社の煉瓦」を売ろうとしたのではないだろうか。山崎齒科医院の建物の謄本によると、明治27年11月8日の登記で、所有者丸山善太郎の住所は「東京市京橋区銀座2丁目15番当時」「松本市932番地寄留」と記されている。当時の銀座2丁目15番は、現在の銀座2丁目8番辺り—三十間堀に架かる豊玉橋からメインストリートである馬車通りに向う角の一画—で、道路に面して商店などが入った二等煉瓦の建物が、奥には三等煉瓦の長屋があったと考えられる(『明治初期の洋風建築』堀越三郎 P.105)。

丸山善太郎は、赤煉瓦の建物に住み、日本橋区にあった三井物産会社に通っていたのかもしれない。そして、大火に見舞われた故郷である松本のまちを、燃えない煉瓦で造り、近代的なまちにしたいと、まず、モデルハウスを建築した、という仮説を立てたが、これを裏付ける社員名簿のような資料を発見することはできなかった。

③については、明治23年に、小柳町の百瀬庫十郎所有地を借地して、日本キリスト教団が教会堂と牧師館を建築している。これと混同したのではないだろうか。市内の教会関係の資料の中には山崎齒科医院の場所に教会関連施設があったという記録は見つかっていない。



写真7 墓碑脇の縁石に用いられた煉瓦

第3節 煉瓦の産地

小屋梁の墨書から、棟上げが明治21年と確認できたことから1つの疑問が生じた。当時、松本にはまだ鉄道が開通していなかったため、大量の煉瓦をどうやって運んできたのかということである。昔から交通の要衝として街道が通じていたが、当時煉瓦を生産していた都市部周辺からは山越えが必要で、今のように舗装も無い道を、割れ物である煉瓦を大量に運ぶということは至難の業であり莫大な費用がかかることは容易に推測される。篠ノ井まで鉄道で運び、そこから犀川通船で運んだことを検証してみた。後の信越線（現在の信濃鉄道）は、明治21年12月に上田・軽井沢間が開通（横川・軽井沢間は馬車鉄道）しており、8月上棟の建物の資材運搬には間に合わない。また、犀川通船も上りは難所があり、多くの綱手（舟を引き上げる人足）が必要とされるため、重荷は無理があることがわかった。これらのことから、建築に使われた煉瓦は遠くから運ばれた可能性は非常に低い。

山崎氏によると、山崎歯科医院は昔、税務署、医院等に使われていたという。旧『松本市史』（昭和8年刊 下巻 P.599）に、「煉瓦は二十年頃浅間にて東京より職人を雇ひ製造せしも、僅かに腰板、浴場等に使用するに止まり、家屋としては柳町に建築し税務署に使用せしに始まりしも、これはあまり盛んには至らず。」とある。「柳町に建築された税務署」とは、片倉製糸工業が明治42年大柳町に建てて県に貸与した建物があるが、20年もの開きがあるのでこの建物のことではなく、その前身かと推測される。山崎歯科医院の場所は、明治31年の『松本市街全図』（図1）に「収税所」、同34年の『松本平明細地図』に税務署を表す「ゼ」と見え、税務署に使われていたことが判る。明治20年2月10日付の信濃毎日

新聞に、「長野物産会社（信毎社長の岡本孝平の会社）が中御所村（現長野市南西部）の土管製造工場で煉瓦製造を始めた」こと、8月28日付には「長野物産会社が東京の小菅集治監（刑務所の前身）より煉瓦製造教師と上等な職工とを雇い入れ盛んに煉瓦の製造をなす」とある。これ等から、当時県内でも煉瓦が作られ始めていたことが判る。また、施主丸山善太郎の松本での寄留地「松本市932番地」は、現在の神田2丁目932番になり、土地台帳（松本市文書館蔵）によると、当時から建物が建てられた記録がない。現地取材によると、この土地の隣地に瓦焼きの窯があったという。そして、その場所には古い煉瓦が残っていた（写真8）。建物の存在しなかった土地への寄留の記録とそこに煉瓦を焼くことのできる施設があったことを考え合わせれば、旧『松本市史』の記録に残る浅間の窯だけでなく、当時瓦の製造が盛んであった東山沿いの広範囲で、山崎歯科医院に使われた煉瓦が焼かれた可能性が指摘できる。



写真8 神田の瓦窯の跡に残る煉瓦

見つけた古い煉瓦の規格は、山崎歯科のものと同様であるが、いつごろのものかは明らかではない。黒瀬という職人が瓦を焼いていたというが、それ以上の確認は取れなかった。

第4節 登録有形文化財 山崎歯科医院の変遷

江戸時代、三の丸には上級武士の屋敷が配されていた。なかでも柳町は、城代の野々山内匠をはじめ

松本市街全圖

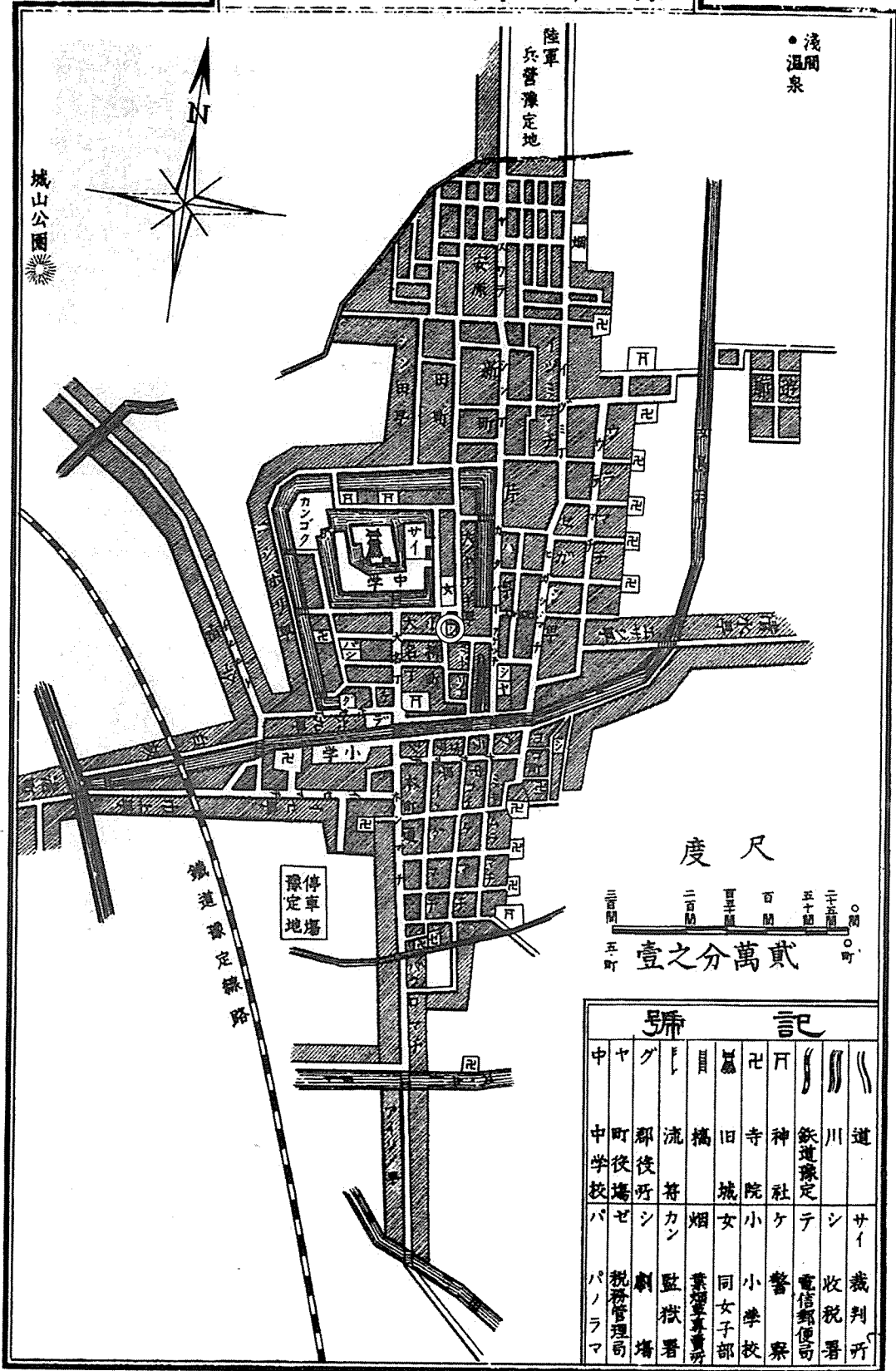


图1 松本市街全圖

とする広大な屋敷地で、明治以降は公共機関等に転用されていった。山崎歯科医院が所在する地点は、戸田氏の支配となった享保12年(1727)の絵図(図2)では、年寄の野々山惣右衛門の屋敷地だった。地図を見ると煉瓦造建物の位置は、東西16間、南北20間2尺の屋敷地の南東隅に当たり、東側の広い交差点は東門広場の名残であることがわかる。

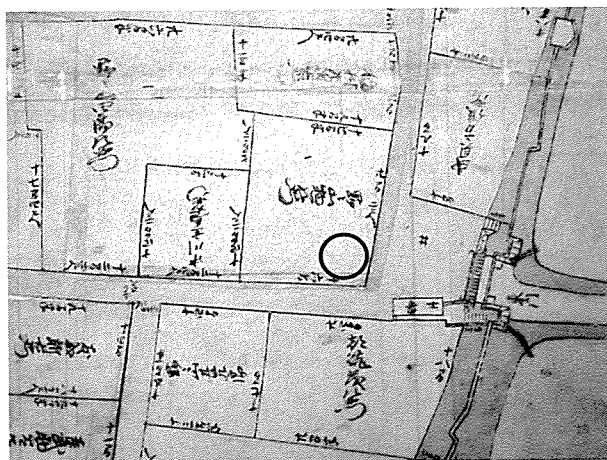


図2 享保十二年秋改図の山崎歯科医院の位置

明治9年から、総堀が順次埋め立てられ、そこを明治中期の大火が襲った。明治19年の鍛冶町を火元とする大火は東門広場によって延焼を免れたが、2年後の明治21年に極楽寺から出火した大火はこの場所をも焼き尽くした。この大火直後に、長野県は、屋根に不燃材を用いること、隣家との間の壁厚を1寸5分以上とし2尺5寸以上離すことなどを盛り込んだ、家屋築造制限に関する県令を発布した。山崎歯科医院が建築された背景には、こうした建築事情があった。

中町で呉服屋を営んでいた山崎家が、歯科医院開業のためにこの煉瓦造建物を購入したのは昭和13年という。その時の改修の平面図と思われるものが残っている(図3)。東側の外に突き出した玄関はまだないが、煉瓦壁の開口位置は変わっていない。西側には現在とは異なる平屋の建物があった。この当時は、西側の平

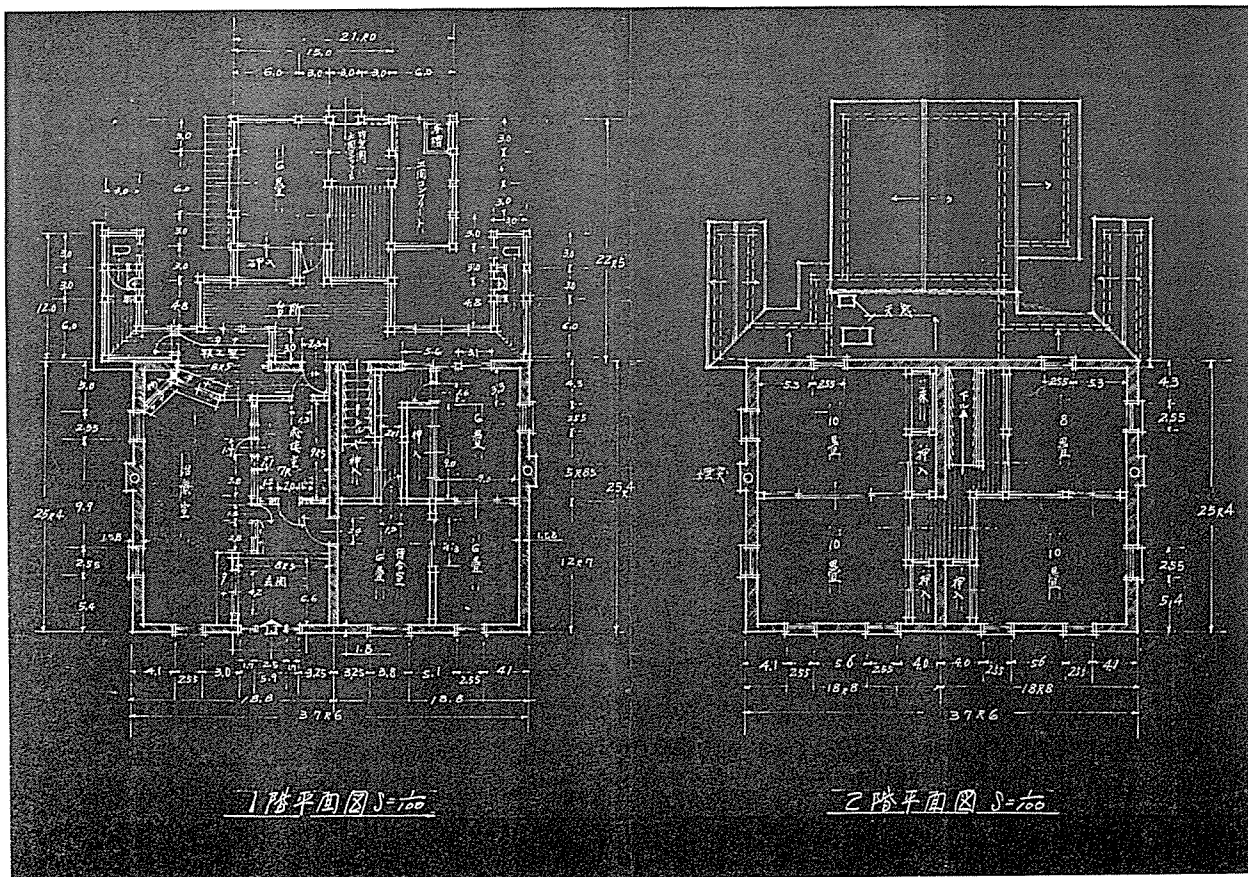


図3 昭和13年頃の改築時平面図

屋と煉瓦造建物の2階が生活空間で、煉瓦造1階が治療室等歯科医院として使用されていた。西南の別棟との連絡用の大きな開口部はすでに設けられ、平屋内に設けられた技工室との通路になっていた。

この平屋の建物は、昭和43年に現在の歯科医院に建替えられた。さらに、平成元年にレンガ造建物内部の半解体修理を行い、内装土壁の上に壁紙に貼ったという。このとき、煉瓦壁内部に木軸を組み、間仕切りの位置を変更している。また、平成8年には、雨漏りを防ぐため、暖炉の煙突を取り外したという。

第5節 登録有形文化財としての山崎歯科医院

平成8年、建造物の文化財登録制度が始まった。築後50年を経た建造物で、国土の景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、または再現することが容易でないものが登録の対象である。言い換えれば、愛称などによって親しまれている建物や、優れたデザインや著名な建築家の関わった建物、あるいは特別な技術や技能が用いられている建物などである。

文化財登録制度は、都市開発の激化や生活様式の変化によって、評価が定まる前に急激に消滅しつつある近代建築を、文化財として保存活用することを目的として新設された制度で、届出制によるゆるやかな規制が特徴である。また、「通常望見できる外観の4分の1以下」の現状変更や内部の改装であれば届出も不要である。文化財建造物を事業資産や観光資源として、地域の活性化や事業展開に積極的に活用し、後世に伝えていくことを目的としている。

山崎歯科医院は、登録有形文化財（建造物）の長野県第1号として平成8年に登録された。登録基準は、「再現することが容易でないもの」で、建築基準法では新たな建築が制限された組積造建造物であることが評価された。また、梁に記された墨書から建築年が明らかであり、大工と煉瓦積職人の名前がはっきりしていることもその価値を高めている。この明治21年という建築年は、地方における煉瓦造建築としては群を抜いて古い。イギリス積みの壁面に小ぶりのアーチ窓、寄棟の瓦屋根といった外観、漆喰目地と内側の土壁など、その時代の特徴もよくあらわしている。墨書の「煉化」の用字も当時の特徴を示している。明治21年といえば、関東周辺で煉瓦の大量生産が始まったばかりで、材料となる煉瓦の産地や、職人の来歴など、この建造物に関しては解明すべき点も多く、魅力ある文化財だった。



写真9 南東角胴蛇腹

また、松本城下町における大火の歴史や、それに伴う建築規制等、地域における歴史的価値も高い。そればかりではない。山崎歯科医院は、保存運動に立ちあがった団体名からもわかるように、「赤レンガの山崎歯科医院」として広く市民に親しまれており、まさに長野県第1号の登録有形文化財にふさわしい建物といえる。

第3章 調査の概要

第1節 発見資料及び記録など

松本市文化財課より有限会社信濃伝統建築研究所に、登録有形文化財山崎歯科医院が倒壊する可能性もあるため、緊急に記録保存調査の依頼があり、7月13日から現地調査を神田賢志・竹林信男が行い、所見は和田勝が担当した。

今回の調査で山崎歯科医院より提供された資料は平面図2枚であった。1枚は山崎歯科医院が昭和13年から同医院として使用していることから、その頃のものと考えられる図面(図3)である。この図面をよく見ると1・2階とも南・北面外部の中央に煙突が描かれている。なお、現在の東面に突出している玄関・WCは付けられていない。もう1枚の図面(図4)は、平成元年3月1日作図の2階平面図・展開図・仕様書が描かれており、改築工事の仕様書となっている。この図面と現状の間仕切りは、南面の2室は同じであるがその他は改修されている。

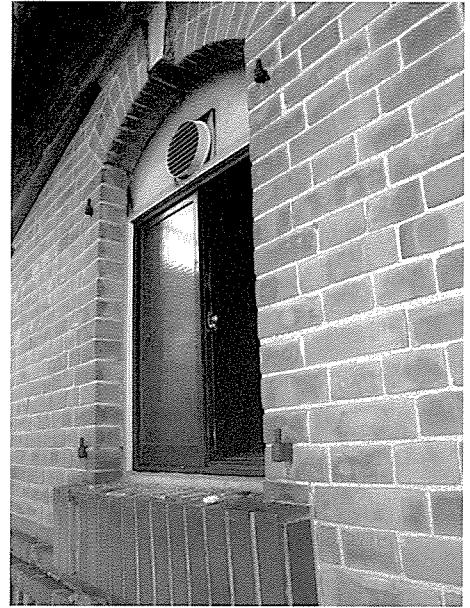


写真10 2階アーチと肘壺

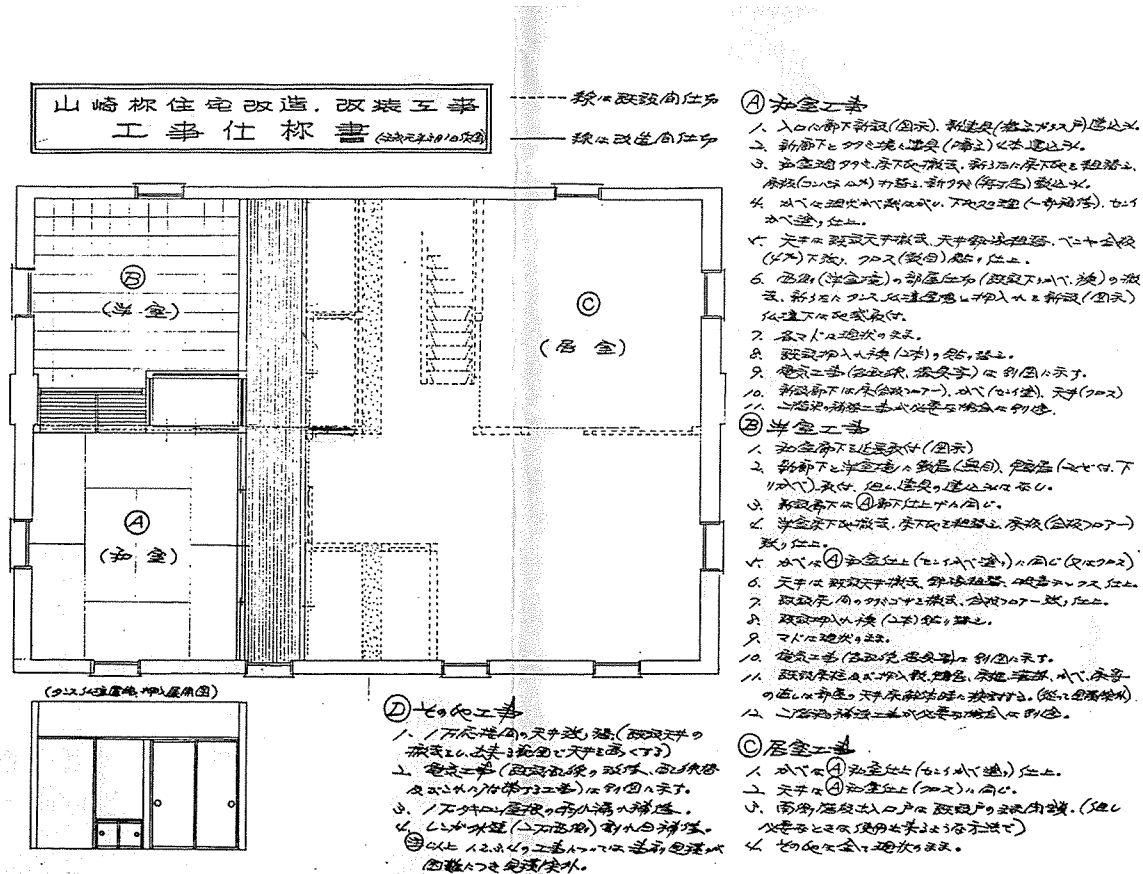


図4 平成元年の改築・改装工事仕様書

平成6年発行『まちかど』田口勝著の中に山崎歯科医院が丁寧・正確に描かれている。このスケッチで南面外壁中央に煙突が描かれている。田口さんに聞き取りを行ったところ、このスケッチは平成5年頃のもので、その後早い時期に煙突は取り壊されたと言っている。

平成7年11月30日発行の『信州の西洋館』(藤森照信著)のなかに書かれている「姿形を見ると、まっ四角な箱のようなところに、アーチの窓を開けただけという工場みたいな素朴なデザインも、明治20年代にふさわしい」と書かれている。倉庫・工場もイメージしたものかもしれない。その1つの根拠とも思われるものは、2階の弧形アーチの窓の外に残る肘壺に鉄板の扉が付いていたら、倉庫とか土蔵とか工場がイメージされる。

第2節 建物の現状

この建物は、屋根裏の梁に書かれている墨書「明治二十一年八月吉日 建築丸山善太郎 大工飯田重吉 煉化積酒井為吉 煉瓦積大場鉄五郎」により明治21年に造られた事が判明している。創建から120年余の歳月が過ぎ、その間には所有者が変わったり、用途が変わったり、建物維持のため内外の修理が行われてきた。

現状の外部は、東面1・2階の弧形アーチの中心要石周辺に亀裂が入っている。同面南側の1階は正常である。南面1・2階の弧形アーチの要石部分及び周辺は、全て亀裂が入っている。西面2階の



写真11 西面2階アーチ上部のクラック

弧形アーチの南側の窓は、今回の地震以前に亀裂が入っていたため、アーチ下部に補強のためアルミサッシの外側中央に煉瓦が積まれている。この西面は、周囲より比較的に見えないためか弧形アーチの要石がその時の修理で撤去されている(写真11)。北面1・2階の弧形アーチは亀裂が見られない。外部の建具は、後補で全てアルミサッシに替えられている。玄関にはスチールサッシが残っている。なお、2階の弧形アーチ窓外両側に鉄の肘壺が残っており、当初は防火のため観音開きの鉄板扉が付けられていたと思われる。現在の玄関・WCは昭和12年以後の増築と考えられる。屋根瓦はシート養生のため、調査を行っていない。そのため破損状況は不明である。

内部は、利活用のため何回か改修・改造が行われ、当初の状況は推定できないが、昭和13年頃の平面図・平成元年の平面図と現状を比べてみると、山崎歯科医院になってからは最低3回の改修が行われたと思われる。今回の地震で内壁も弧形アーチ部分を中心に各所で塗り壁に亀裂及び剥離が起こっている。屋根裏は、中引を入れ、小屋梁を架けた和小屋で、煉瓦造の建物であるが、まだ洋小屋(トラス)の構造は取り入れられていない。野地板は刃重ね張りとなっているので、最初から屋根は瓦葺の土置き屋根であったと思われる。なお、120年余の歳月のなかで何回かの雨漏れがあり、各所で染みが残っている。

第3節 解体中の再調査

平成23年8月調査の後、この大切な登録文化財の建物をなんとか残せないものかと市民運動が起

こり、建築家の藤森照信先生も保存のために講演会などでお話をいただいた。しかし、登録有形文化財には、修理工事のための国・県・市町村の補助金がないため、所有者の負担が多く、残念ながら取り壊すことになった。

松本市教育委員会より解体工事が再開したので、再調査の依頼があり、屋根瓦・小屋組が撤去された平成24年8月23日に、松本市教育委員会と独立行政法人建築研究所の長谷川直司先生と共に現地調査を行った。前回の調査では見られなかった煉瓦の断面、小屋組との接続など不明な箇所が確認できた。煉瓦頂部と桁の取付にはアンカーボルトが入ってなく、屋根瓦や小屋組などの自重で押さえられているだけだった。この状態では水平力には耐えられなく、今までに大きな地震がなかったので現在まで残ったものと思われる。なお、今回の緊急調査では、記録保存が目的であるため、現状の記録に止めた。

第4節 煉瓦の積み方

解体工事に伴って判明したことのひとつに煉瓦の積み方がある。2階の外壁は4周とも煉瓦一枚厚（煉瓦の長手寸法）であったのに対して1階では、桁行方向壁（東西面壁）が一枚厚、梁間方向壁（南北面壁）が一枚半厚であった。直交する壁の厚さをこのように違えることは、通常はしない。建築の教科書類に記述される煉瓦積の解説図では直交する壁は同じ壁厚として描かれている（図7）。本建物において梁間方向壁が桁行方向壁より半枚厚ほど大きい理由は詳らかでないが、意匠的な意味は感じられないので、何らかの構造的な意味か、あるいは煙突と暖炉が取り付くことに対する配慮かもしれない。もし仮に、耐震性を考慮した壁量の確保ということならば、この時代としてはたいへん画期的なことではあるが、それを証拠づける資料や根拠は見つからない。

直交する壁の壁厚を違えることについて、筆者の見聞した範囲では、山口県山口市の旧三田尻塩務局長浜出張所煉瓦倉庫（平家建て、明治末期築、2006年3月解体）の解体時に、梁間方向壁が二

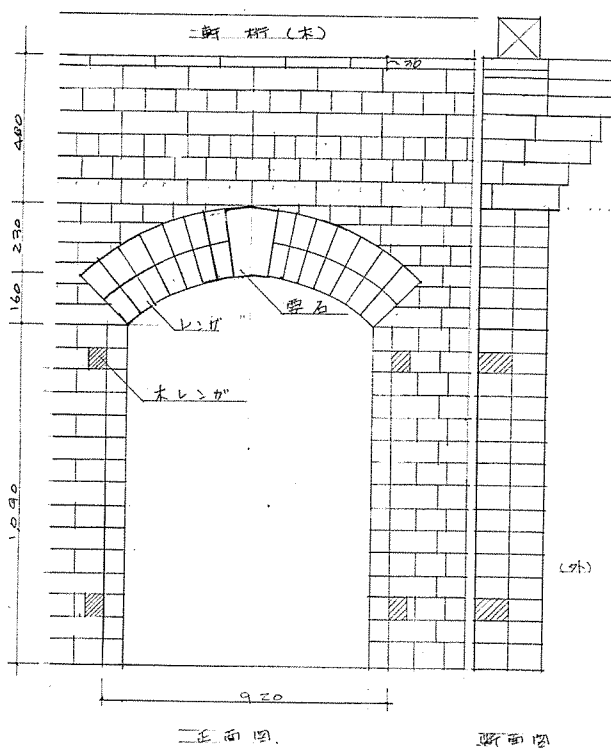


図5 窓回り詳細図

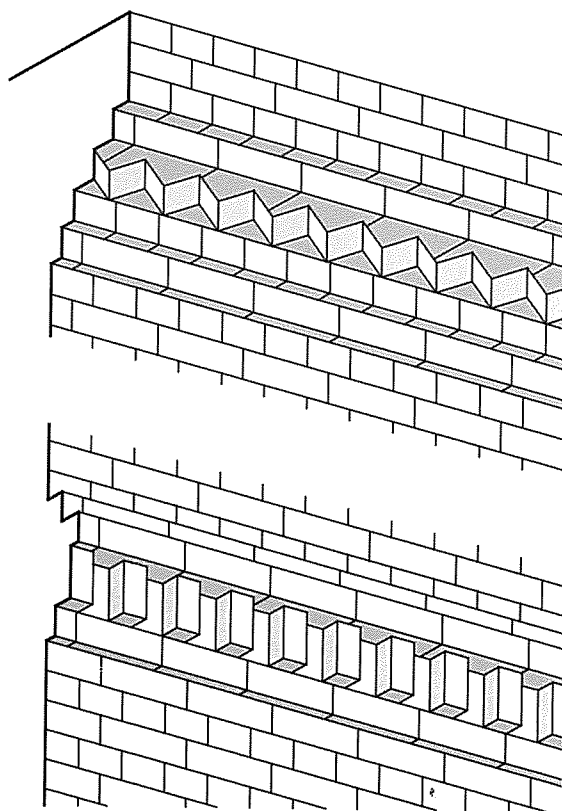


図6 軒蛇腹(上)と胴蛇腹

枚厚、桁行方向壁が一枚半厚と、やはり直交する壁の壁厚を半枚ずらす手法を確認している(写真12)。

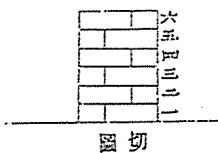
煉瓦壁面の外観観察により、ひとつの段に煉瓦の小口面を並べ、次の段には煉瓦の長手面を並べる、という形式は通称、イギリス積みと呼ばれる。本建物もイギリス積みの煉瓦積みと呼んで差し支えないが、厳密に言えば、教科書的ではないところが見られる。図7によると、例えば梁間方向の小口の段に着目して、その段が直行して桁行方向になると、長手の段に転換する。これが正統的なイギリス積みである。これに対して本建物では、同じ段においては梁間方向も桁行方向も小口なら小口、長手なら長手、と直交しても煉瓦の同じ面を見せる(写真13)。このことはそれほどには珍しいことではなく、多くの煉瓦造建物に見られることである。

煉瓦の積み方には、縦目地は直上直下の段に貫通してはいけない、という大原則がある。壁面の外観観察では、目地はあたかも階段のようになっていて縦目地が二段以上貫通していない。これを破れ目地あるいは馬踏み目地という。しかし壁の内部においては、正統的なイギリス積みで無い限り、部分的に縦目地が貫通するところが生じる。これは、構造的には不利なことと考えられている。

写真13は解体前の南東角である。役物煉瓦(通常の煉瓦を割るなどして成形した小さめの煉瓦)を駆使して、破れ目地とするようにしている。この部分の積み方のモデルを玩具のレゴで復原を試みたものが写真14である。南東角の一部分はモニュメントとして保存されており、今後も調査、確認をすることがかろうじて可能である(写真15)。

次に、煉瓦単体と煉瓦壁の寸法系についての調査結果について記す。2003年9月に実施した筆者の調査では、煉瓦単体の寸法は、長手が201～227mm(調査数30、以下同)で平均219mm(7.24寸)であった。同様に小口幅寸法が101～110mm(66)

圖九第
(積半枚一)



圖八第
(積枚一)

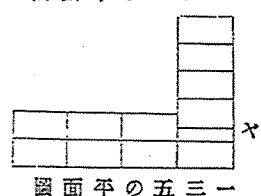
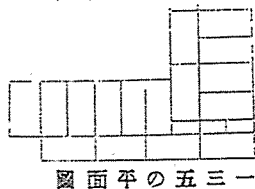
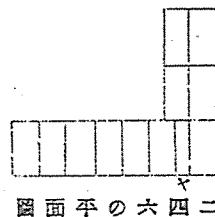
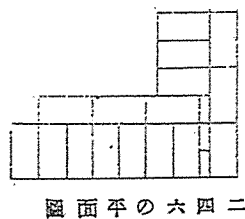
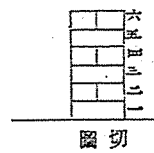


図7 英吉利積(建築學階梯卷之上 中村達太郎 明治21)



写真12 旧三田尻塩務局長浜出張所煉瓦倉庫の直交壁断面



写真13 解体前の南東角(2003年9月)

で平均 106mm (3.5 寸)、高さ寸法が 54 ~ 64 (66) で平均 60mm (2.0 寸) であった。この時代、工業生産品であった煉瓦の寸法は数種類の規格寸法があったことが知られているが、国内で最も普及していたのが東京形と呼ばれる寸法規格である。これは 7.5 寸× 3.6 寸× 2.0 寸 (227mm× 109 × mm× 61mm) であり、今日の JIS 規格 (210mm× 100mm× 60mm) よりひとまわり大きい。さて、本建物の煉瓦であるが、JIS 規格よりは大きい、東京形よりは小振りのものが使用されている。明治 20 年代初頭といえば、日本煉瓦製造会社や下野煉化製造会社といった大メーカーが稼動し、東京下町等でもいくつかの煉瓦製造会社が設立されているし、東京小菅では明治 5 年から稼動したホフマン窯を擁した煉瓦工場が同 11 年には内務省直轄の集治監となり囚人を使役し、主に東京形の規格煉瓦を製造出荷していた時期である。本建物の煉瓦寸法をみると、それらの大きな流れには乗っていない。地場の煉瓦工場が自ら作りやすい大きさの既製品煉瓦を供給していたかあるいは本建物の計画者（設計者、棟梁）が要望した寸法なのかもしれない。東京形より小振りなだけ重量が軽かったと考えられる。

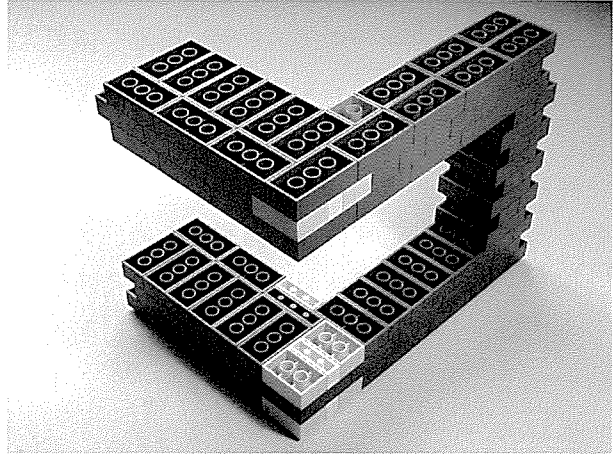


写真 14 レゴによる東南角の積み方モデル

煉瓦造建物の大きさを表現するとき、壁厚は煉瓦の枚数で表現するということは冒頭で述べたが、建物の鉛直方向の長さについても、原則として煉瓦何段、という言い方をして寸法では表現しない。しかし、例えば開口部の建具寸法との整合を計ったり、壁体に石をあしらう場合の石寸法を決めるために、煉瓦の段数と寸法は関係性を持たせる必要がある。職人用語で 4 段 9 寸 (4 枚 9 寸) という言い方がある。鉛直方向に煉瓦を 4 段積んだら 9 寸になる、という意味である。この寸法には煉瓦の高さ寸法に横目地幅が加えられる。これを煉瓦モジュールという。通常目地幅は 2.5 分~ 3 分とされているため、東京形の煉瓦を用いた場合、高さが 2 寸なので、目地幅 2.5 分を加え、4 段とすると 9 寸になる $((2.0 \text{ 寸} + 0.25 \text{ 寸}) \times 4 = 9 \text{ 寸})$ 。または、やや小振りの高さ 1.95 寸の煉瓦を用い目地幅は 3 分とすると、やはり「4 段 9 寸」となる。国内に現存する多くの煉瓦造建物はこの鉛直煉瓦モジュールである。しかし、本建物は小振りな煉瓦ではあるものの、高さは東京形と同じ 2 寸であるにもかかわらず、横目地幅は平均約 3 分となっており、 $(2.0 \text{ 寸} + 0.3 \text{ 寸}) \times 4$ は 9 寸には納まらない。むしろ、7 段積んで 16 寸に納まっているようである。縦遣り方や水系の引き方など、施工方法に興味は沸くが、文献資料ではなかなか詳らかにできない。職人用語で「7 段 16 寸」というのも聞いたことがない。国内の煉瓦造建物を数多く調査した結果、この鉛直煉瓦モジュールを持つ煉瓦造建物もないことは無いが、教科書的ではないものではある。



写真 15 モニュメントとして保存された南東角

関連年表

明治 2 年	松本藩が版籍奉還を上表
明治 4 年	廃藩置県が実施され、松本藩は松本県となり、府県統合により筑摩県誕生
明治 5 年	松本城が、県庁となった二の丸御殿をのぞき払下げられる 東京の銀座・京橋・築地一体で大火、煉瓦建築による街の再建を布告
明治 6 年	松本城本丸で、第 1 回筑摩県博覧会開催
明治 9 年	開智学校が本町に竣工し、石橋の千歳橋が完成
明治 10 年	長野県師範学校松本支校が地藏清水に竣工
明治 11 年	神道事務分局建設のため、大手門東の堀が払い下げられ、埋め立て開始 松本警察署を大手門広場に新築
明治 13 年	大手門広場に電信局開局、明治天皇御巡幸
明治 16 年	東西を結ぶ幹線鉄道ルートが中山道ルートに決定
明治 18 年	長野県中学校松本支校校舎が二の丸に竣工
明治 19 年	北町の大火で北深志町の 999 戸を焼失
明治 20 年	渋沢栄一らが深谷に日本煉瓦製造会社創立、翌明治 21 年創業
明治 21 年	極楽寺の大火で南深志町 1200 戸、北深志町では師範学校など 353 戸を焼失 小柳町に煉瓦造建物建築（後の山崎歯科医院）、旧北海道庁竣工
明治 22 年	煉瓦基礎のカトリック教会司祭館建築
明治 23 年	国税徴収のため、収税署を設置
明治 24 年	濃尾地震、耐火建築として注目されていた煉瓦造建物が倒壊
明治 26 年	後の信越線全通
明治 29 年	税務署を設置し、税務管理局が統括
明治 35 年	篠ノ井線が松本まで延伸し、松本駅開業
明治 39 年	中央線東京・塩尻間開業
明治 40 年	松本市市制を施行
明治 41 年	煉瓦造の松本歩兵第五十連隊糧秣庫建設か
明治 45 年	北深志の大火で 1341 戸が焼失
大正 3 年	煉瓦造の東京駅竣工
大正 12 年	関東大震災、銀座や震源付近の横浜で煉瓦造建築が壊滅的被害
大正 13 年	煉瓦造の貯水池、点検棟を含む城山配水池竣工
平成 8 年	登録有形文化財制度が始まり、山崎歯科医院が長野県第 1 号として登録
平成 23 年	6 月 30 日の松本地震により、山崎歯科医院に壊滅的被害 「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」設立
平成 24 年	山崎歯科医院、解体撤去

第4章 赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会の活動

平成23年6月30日午前8時16分、マグニチュード5.4 震度5強の地震が松本地方を襲った。被害は死者1名、負傷者14名、住宅24軒が半壊、6,117軒が一部損壊した。また、松本城天守の壁に複数のひびが入る等の被害を受けた。

経過を追いながら会の活動を振り返ってみたい。

この地震により登録有形文化財の「赤レンガの旧山崎歯科医院」も被害を受け、所有者の山崎氏から松本市に連絡があり、市において被害確認が行われた。その後、市からの要請により、長野県建築士事務所協会松筑支部・長野県建築士会松筑支部が修復の可能性について現地調査を実施した。被災状況は煉瓦積構造（組積造）上致命的な被害であったことから、元どおりに修復することは建築基準法上不可能であることが分かった。松本市では、この結果を所有者の山崎氏に伝えるとともに、解体もやむを得ないと災害対策本部に報告した。

一方、被災状況を調査した後に「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」の主要メンバーとなる、長野県建築士事務所協会及び長野県建築士会松筑支部では、松本市長に対し、「赤レンガの旧山崎歯科医院」の建築的価値、まちなかにおけるランドマークとして地元はじめ多くの市内外の方々に親しまれているなど建築文化的にも希少性が高いことから、復元は不可能でも現状保存が必要ではないかとの考えを伝えた。市長からは、行政としてできることは検討するが、多様な市民意見を踏まえる必要があるとの考え方が示された。

時を同じくして建物が位置する地元の方からも、まちづくりの貴重な資産であるためなんとか残らないかとの声があがった。こうして、平成23年8月1日松本市中央地区町会連合会、長野県建築士事務所協会松筑支部、長野県建築士会松筑支部、お城下町まちづくり協議会、丸の内町会他が発起人となって「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」を設立して、現状保存を目的に活動を行うことを記者発表した。

この活動を行うためには、建物所有者である山崎氏の了解を得る必要がある。山崎氏は「直ちに取り壊す」考えであったため、発起人会として保存の検討を申し入れ、活動を受け入れてもらうために山崎氏と調整を行った。そのうえで、条件を整えることにより残せるのであれば「残すための運動をする意義」があるとして活動を行うことを決意した。その後、両協会による詳細な現地調査を実施し、「適切な補修や耐震補強をすれば現在の外観のまま保存可能」と判断するとともに、損傷が大きいことから早急な応急措置が求められるため、その資金集めを早急に行う必要があると結論づけた。

平成23年9月1日、「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」設立総会を上土ふれあいホールにて開催した。設立趣旨は「この建物を修復し、保全し、活用されることにより、真の松本の宝となるように願う。そのため、できるだけ多くの方々に理解いただき、賛同を賜り、ご支援をいただくなかで、行政にも参画してもらいたい。」というものである。

残す会設立後、直ちに、募金及び署名活動を松本城、松本駅前において行うとともに、構成団体を通じて市民を対象として募金及び署名活動を開始した。また、9月23日から市民活動サポートセ

ンターで「まちかどの近代建築展」を開催し、全国の赤レンガ建物がまちかどに残っている姿を紹介することを通じ、活動広報と募金署名活動を展開した。

残す会の設立以後は、山崎氏が設置していた、被災建物の倒壊危険を一時的に予防するための仮設足場等の経費については残す会が負担することとし、募金が一定額集まった11月には倒壊防止のひび割れの穴埋め(写真16)と壁を帯状の炭素繊維で巻きつけて補強する応急措置を講じた。



写真16 ひび割れの補修作業

こうして活動を開始したが、保存・活用するためには、山崎氏の希望する条件を整えなければならない。その条件をここに示すことは差し控えるが、「地震を経験したため、自ら補強・補修して住むことは考えられない」という山崎氏の意向を最大限に尊重する必要があった。

残す会では、条件整備のために、様々な手法を検討した。現地保存をするためには、代替地が必要になる。代替地の場所、その所有者との交渉、また現地保存ができない場合に備え、解体移転の可能性も検討した。可能性とは経費論、技術論、景観論に加え、そもそも移転保存が会の目的達成として総意を得られるかという点であった。

残す会設立から半年が経過したが、なかなか条件が整わず、主要な活動である募金と署名も先が見えない状況にさしかかり、継続するべきか検討が必要な段階になった。幹事会では今後の活動の先行きが見えない状況をどう打開するか、あきらめムードも漂うなか、白熱した議論が戦わされた。結果は、「残す会活動の趣旨はこの建物を修復し、保全し、活用すること」であり、現地保存を第一として、再度山崎氏との交渉に当たることを確認した。そのうえで、「条件が整わない場合は、活動を終結せざるを得ない」との結論に達した。代替地所有者との交渉は、残す会のメンバーが専任で当たり、延べふた桁に届くほど行ったが、了解を得られなかった。

この一方、残す会は6月6日Mウィングで『「なぜ歴史的建築物が必要か」ひとが生きるために』と題して、建築家であり建築史家の東京大学名誉教授・藤森照信氏を招いて講演会を開催した。これは、赤レンガの旧山崎歯科医院に止まらず、城下町松本のように古い建物が残っているまちにおいては、地域づくり、まちづくりを行う上で古い建物をどのように生かすかを住民が学び知る必要があるためと考え開催したものである。

平成24年6月29日、上土ホールにおいて残す会の役員会を行った。地震発生から一年経過すること、現地保存の条件を整えることが事実上不可能となったことから、これ以上残す会の活動を続けることは限界とし、下記の結論をまとめた。

- ・赤レンガの旧山崎歯科医院の現地保存に関する残す会としての活動は終了する。
- ・署名については市民の声として行政に届ける。
- ・集まった募金は、精算後、残金を「文化財を生かしたまちづくりを進める」目的の費用として松本

市に寄付する。

- ・現地保存か移築保存か残す手立ては今後松本市に委ねる。

この2日前には、三役が松本市を訪れ、残す会の活動経過と今後の方向を報告するとともに、今後の行政の協力を要請した。

6月30日、記者会見に先立ち、本日まで残す会の活動を理解し解体を止めていた山崎氏に対して、会の活動を終了する旨を伝えるとともに、解体する際、ここに赤レンガの建物が存在していた何らかの形を残せないか、検討を依頼した。その後、記者会見を行い、藤村会長から震災一年の節目の日に残す会の活動を終了する旨を発表した。役員会で決めた内容を発表するとともに、所有者である山崎氏に対し「自宅が壊れたままでこの一年苦しい思いをさせたこと」、署名募金していただいた皆様には「協力への感謝と残すことがかなわなかったことへの謝罪」を述べた。

7月6日に、山崎氏が松本市を介して文化財保護法に基づく現状変更届（解体撤去）を文化庁長官に提出したことを受けて、7月26日に役員会を開催した。内容は、活動の基となっていた建物が解体されるに当たっての最終活動についてであった。山崎氏の最終決断は解体であったため、残す会としては、署名いただいた方、募金して頂いた方に対し、それぞれの皆様の気持ちに鑑み、山崎氏了解のもと「赤レンガの旧山崎歯科医院」のお別れ会を行うことにした。8月5日午前10時から12時まで、会員の中から現地担当者を決め、万一の安全の確保を図りつつ実施し、約50の方が訪れ建物内外を見学いただき、最後のお別れをした（写真17）。

その後、10月に、署名いただいた1万3千余の皆様と430万円弱の募金をいただいた皆様に、協力いただいたお礼と感謝を文書にして、決算書を添えて郵送した。この郵送経費等を最終支出とし、募金の残金1,936,020円を11月5日に松本市に寄付し、すべての活動を終了した（写真18）。

ここまで、残す会のすべての活動経過をその時点の担当者の思いを含め記してきたが、この活動を通して達成感を得られなかった思いは非常に強い。

地震による被災がなければ、今なおあの地に建っていたであろう「赤レンガの旧山崎歯科医院」の跡地を眺めたとき、城下町松本にひっそりとであったが存在感をもって溶け込んでいたものが無くなってしまった思いを、何処にぶつければよいのであろうか、どうしようもない空虚感がよぎる。被災にあった山崎氏にとって、例え登録有形文化財であろうと、多額の費用をかけて補強してまで



写真17 「赤レンガの旧山崎歯科医院」お別れ会



写真18 募金の残金を松本市に寄附

被災した建物に住みたくないとの思い。現地に残すための代替地所有者にとっては、突然の申し出に様々な思いが重なり、最後は協力ができないと決断した思い。松本のまちをこよなく愛し、誰のためでもなく松本のまちのために何とか残せないかという専門家や市民の思い。まちづくりを担っている行政の思い。そして、これらを報道した各報道機関の思い。それぞれの立場で、それぞれの思いがあるなかで、結果、誰も責めることはできないと思うに至った。

一年にわたる「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」の活動は終結したが、この活動が誰かを傷つけはしなかったか、改めて検証する必要があるだろう。しかし、目的は達成できなかったが「やって良かった」と思っている。

現在、松本市では、歴史的建築物の保存・活用について具体的な検討を始めているとの報道がある。今回の被災、そして残す会の活動が行政を動かしたのであれば、それは小さなことであるかもしれないが、大きな第一歩となったと考えたい。単に残すのではなく、活用を含めた検討でなくてはならない。今回は、個人資産が対象であったが、今後、このような場合への対応はどのようになるか見守っていききたいと思う。

最後に「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」の活動に理解いただき、ご協力いただいたすべての皆様に、この場をお借りして感謝を申しあげる次第である。

■「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」構成団体■

松本市中央地区町会連合会、松本市町会連合会、大柳町会、丸の内町会、長野県建築士事務所協会松筑支部、長野県建築士会松筑支部、長野県建築防災協会松本支部、長野県建設業協会松筑支部、松本建設業協会、松筑エルピーガス協業組合、お城下町まちづくり推進協議会、お城周辺まちづくり推進協議会、お城東まちづくり推進協議会、中町蔵のあるまちづくり推進協議会、中央東高砂通り周辺まちづくり推進協議会、歩いてみたいまちづくり推進協議会、松本商工会議所、松本青年会議所、松本商店街連盟、松本市ホテル旅館協同組合、女の101人会議、新まつもと物語、NPO法人SCOP、松本古城会、松本深志舞台保存会、松本市立博物館友の会、松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会、長野県民芸協会、松本市文化財を守る研究会、松本市都市デザイン学習会、松本市クラフト推進協会、松本市議会議員有志

■役 員■

会 長 藤村吉彦（中央地区町会連合会会長）
副会長 降幡廣信（降幡建築設計事務所長）、新井典夫（長野県建築士事務所協会会長）、
中原信一（松本市町会連合会長）、井上保（松本商工会議所会頭）、
中田忠章（松本青年会議所理事長）
幹 事 構成団体の各代表（正副会長、監事を除く）
事務局 増田博志（松本市議会議員）
会 計 澤田仁宏（大柳町町会長）
監 事 山田喜紹（中央地区町会連合会副会長）、保高治紀（長野県建築士会松筑支部長）

第5章 調査のまとめ

登録有形文化財山崎歯科医院を襲った地震から1年9か月、現地の南東隅には、高さ1.3m、東西2m、南北1mほどの煉瓦壁が残され、125年の歴史を伝えている。この小さな遺構は、地方都市松本が、明治という時代にあって、いかに進取の気風に富んだ町であったかを、将来にわたって語り続けてくれるであろう。本報告書は、このモニュメントとともに、山崎歯科医院を後世に伝える記録である。

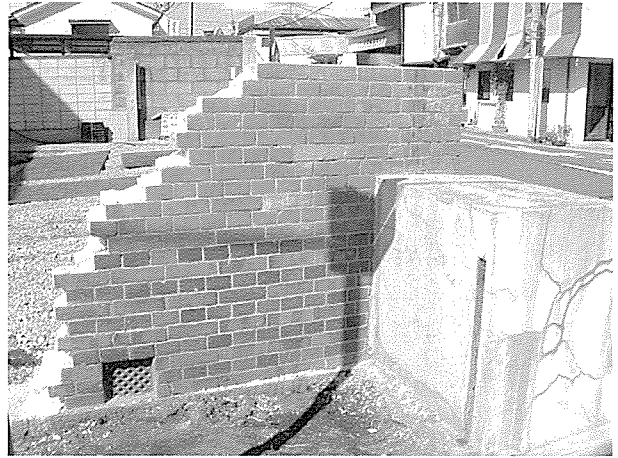


写真19 南東隅に残された煉瓦壁

山崎歯科医院は、明治21年という、地方都市としては突出した古い時期の煉瓦造建築である。煉瓦の積み方も東西と南北で壁の厚さが異なること、梁間方向も桁行方向も小口なら小口、長手なら長手と段ごとに同じ面を見せることなど、わが国でイギリス積の手法が確立する以前の建築であることをうかがわせている。そして、その建築時期は、煉瓦の大量生産が始まる直前に当たり、さらには鉄道という大量輸送手段も確立されていない。

「残す会」の米山氏は、こうした点に疑問をもち、「山崎歯科医院の煉瓦は松本で焼いたのではないか」との仮説を立てて調査を行った。まず、建物解体時に採集した煉瓦のなかに、産地を示す刻印等が無いか確認を行った。結果は、墨書のあるものがいくつか確認されたが、製造会社を示すようなものは確認できなかった。次に、登記簿謄本から、建築主である丸山善太郎の松本での寄留地をつきとめ、神田での煉瓦製造の可能性にたどり着いた。多くの煉瓦造建築を見てこられた、建築研究所の長谷川先生も「本建物の煉瓦寸法をみると、それらの大きな流れには乗っていない。地場の煉瓦工場が自ら作りやすい大きさの既製品煉瓦を供給していたかあるいは本建物の計画者（設計者、棟梁）が要望した寸法なのかもしれない。」と、山崎歯科医院の煉瓦が大量生産の規格とは異なることを指摘している。このことは、松本の建築史上、非常に重要な発見であり、今回の調査の大きな成果と言えよう。

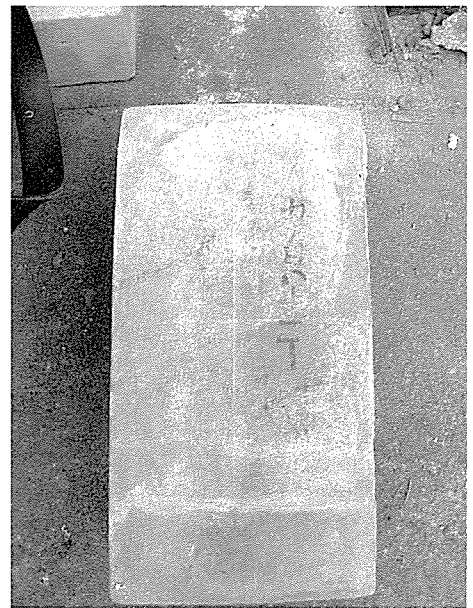
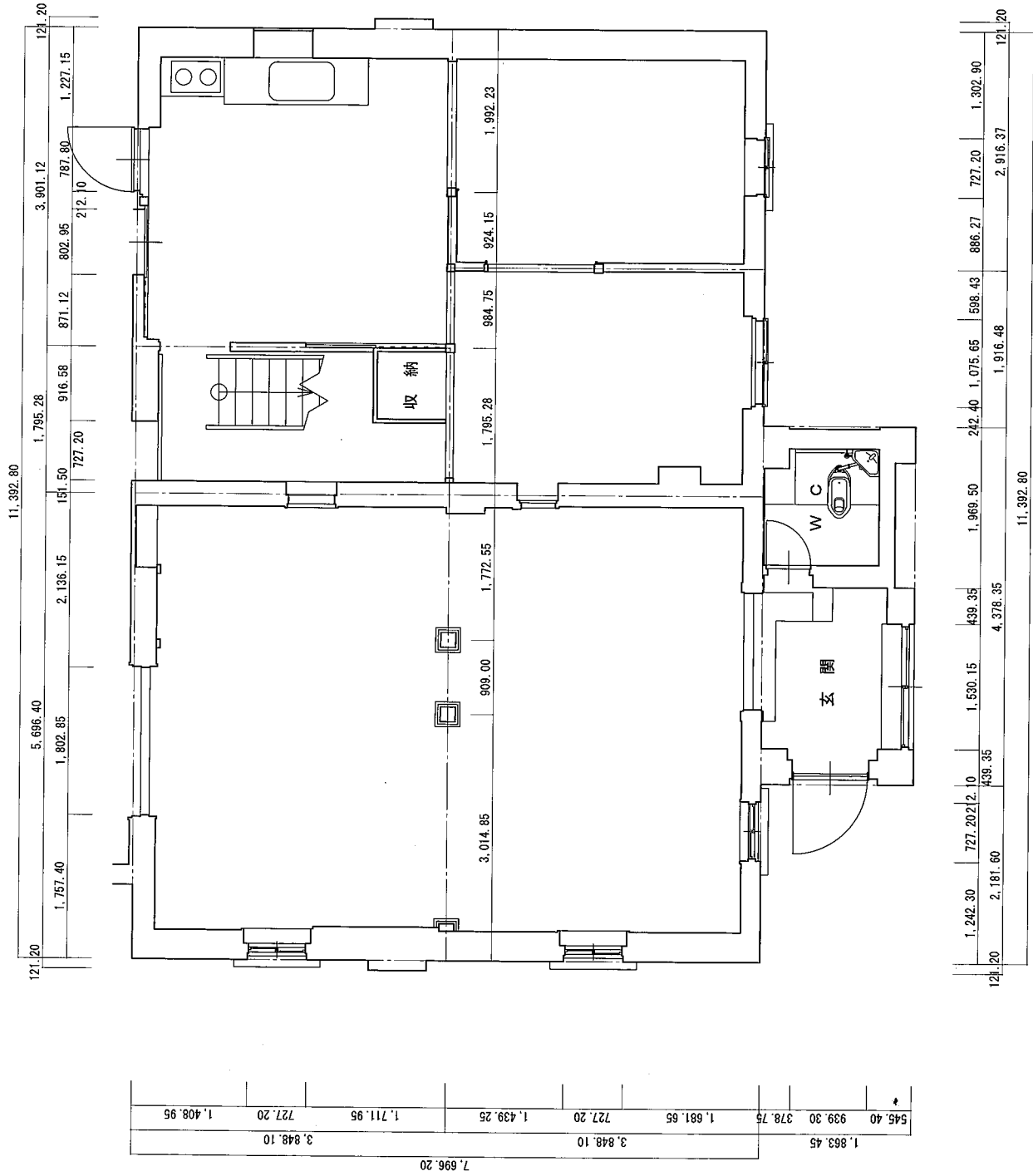


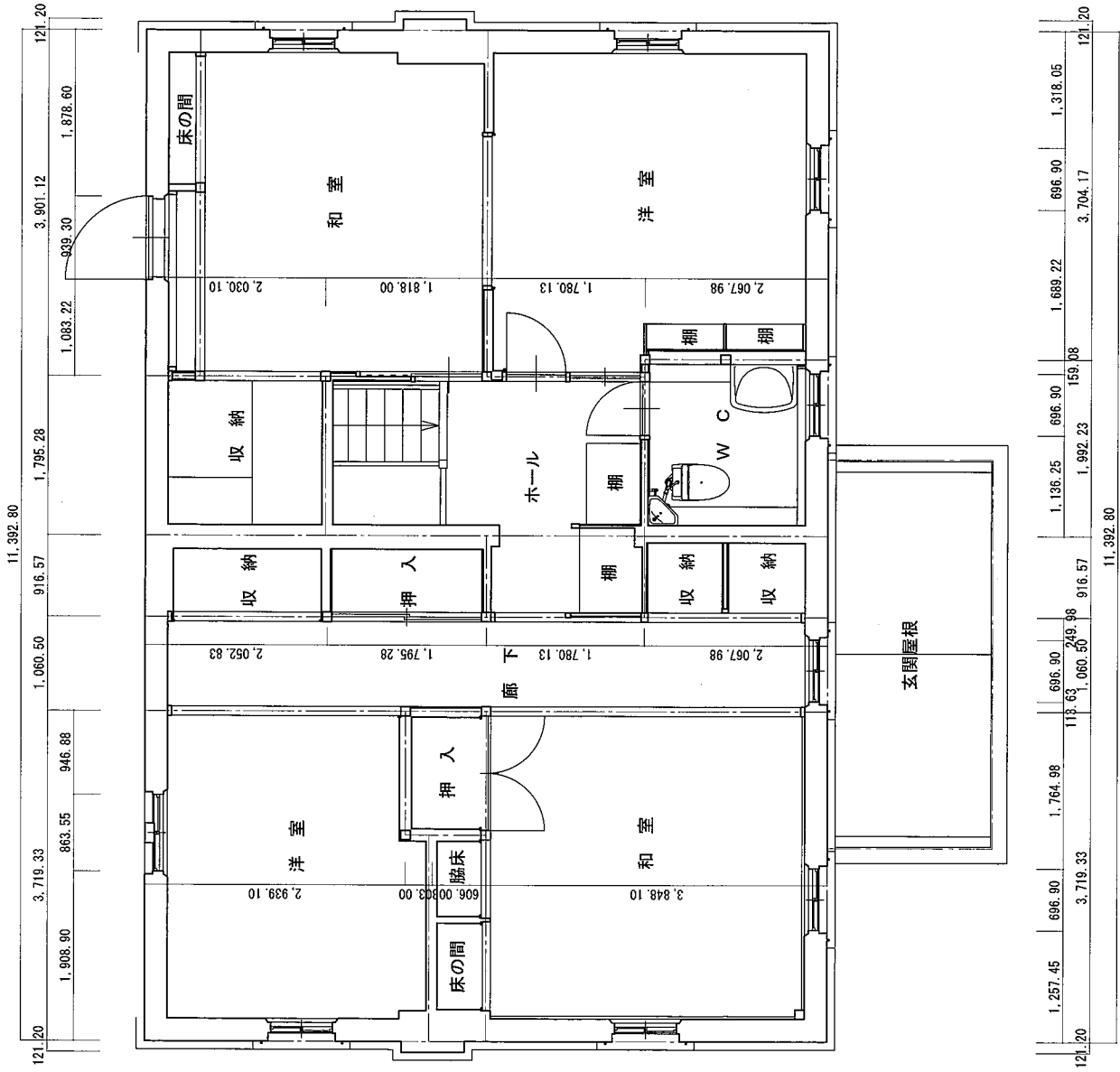
写真20 墨書のある煉瓦

今回の調査では、山崎歯科医院の煉瓦造建築は「煉瓦商・丸山善太郎のモデルハウスとして建築された」、「税務署として使用された」との言い伝えが、一定の信憑性をもっていることが明らかになりつつある。今後は、明治21年当時の松本における煉瓦製造場所とその職人の特定、「煉瓦商・丸山善太郎」及び「大工飯田重吉 煉化積酒井為吉 煉瓦積大場鉄五郎」という人物の経歴の解明が課題である。今後の、近代松本の煉瓦建築史及び煉瓦製造史の研究に期待したい。



1階床面積 95.840㎡
 2階床面積 87.681㎡
 延べ床面積 183.521㎡

現状1階平面図

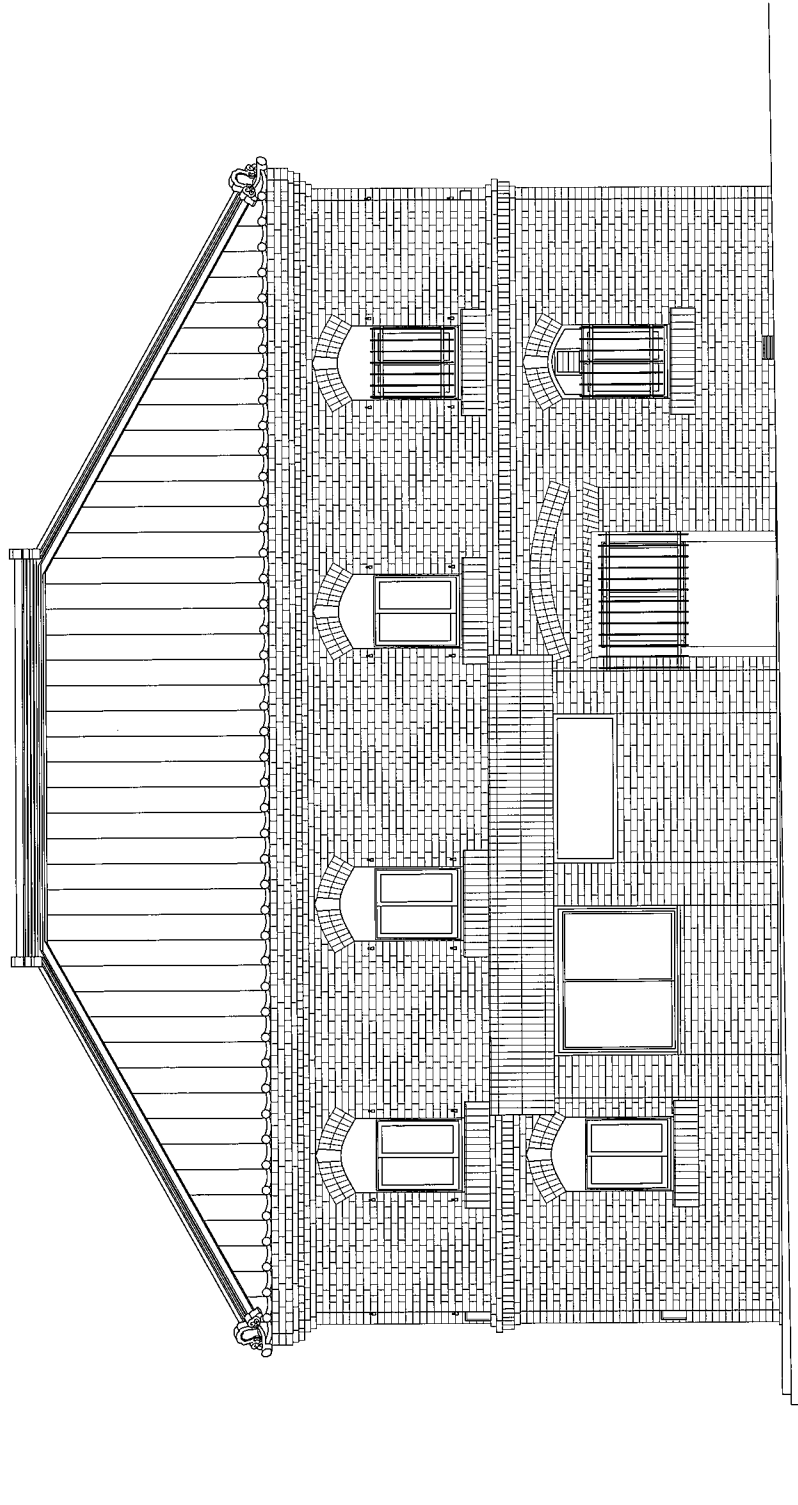


166.65	1,863.45	2,030.10	7,696.20
1,666.50	1,666.50	1,666.50	1,666.50
757.50	757.50	757.50	757.50
1,424.10	1,424.10	1,424.10	1,424.10
1,696.80	1,696.80	1,696.80	1,696.80
757.50	757.50	757.50	757.50
780.23	780.23	780.23	780.23
613.58	613.58	613.58	613.58
3,848.10	3,848.10	3,848.10	3,848.10

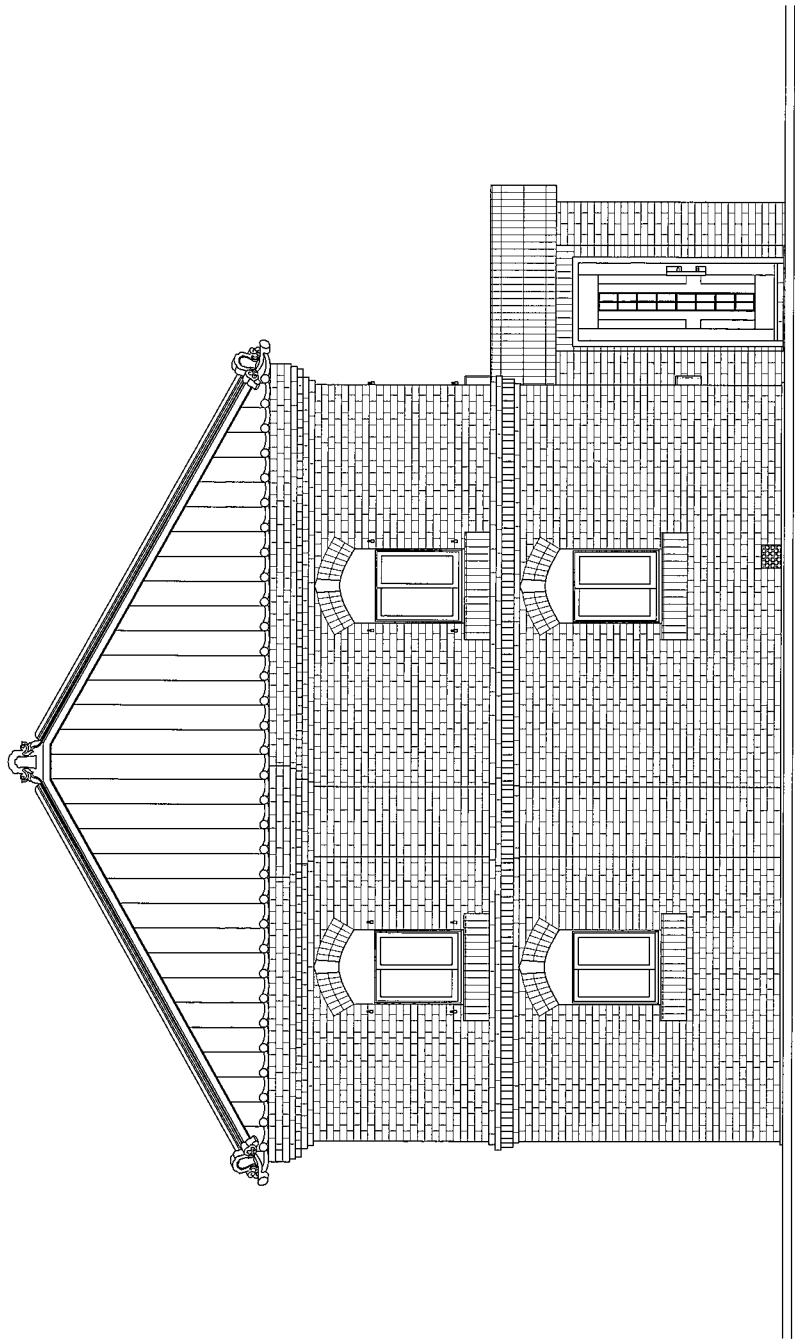
1階床面積 95.840㎡
 2階床面積 87.681㎡
 延べ床面積 183.521㎡

121.20	11,392.80	11,392.80	121.20
1,257.45	696.90	1,764.98	696.90
113.63	249.98	916.57	159.08
1,060.50	1,060.50	1,992.23	1,689.22
1,136.25	696.90	1,136.25	696.90
3,719.33	3,719.33	3,704.17	3,704.17
1,060.50	1,060.50	1,060.50	1,060.50
863.55	863.55	863.55	863.55
946.88	946.88	946.88	946.88
1,908.90	1,908.90	1,908.90	1,908.90
3,719.33	3,719.33	3,719.33	3,719.33
1,060.50	1,060.50	1,060.50	1,060.50
916.57	916.57	916.57	916.57
1,795.28	1,795.28	1,795.28	1,795.28
1,083.22	1,083.22	1,083.22	1,083.22
939.30	939.30	939.30	939.30
3,901.12	3,901.12	3,901.12	3,901.12
1,878.60	1,878.60	1,878.60	1,878.60
121.20	121.20	121.20	121.20

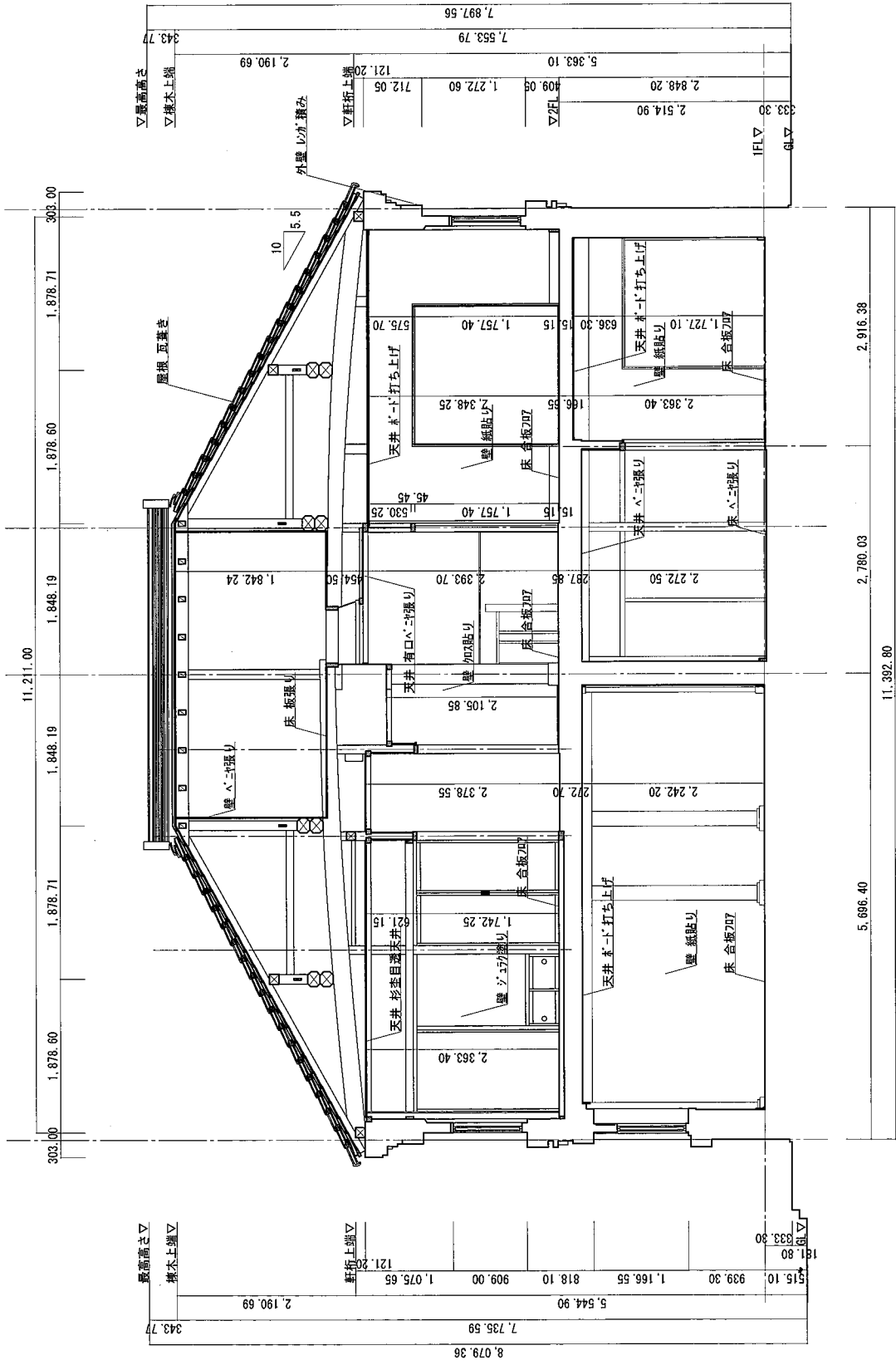
現状 2階平面図



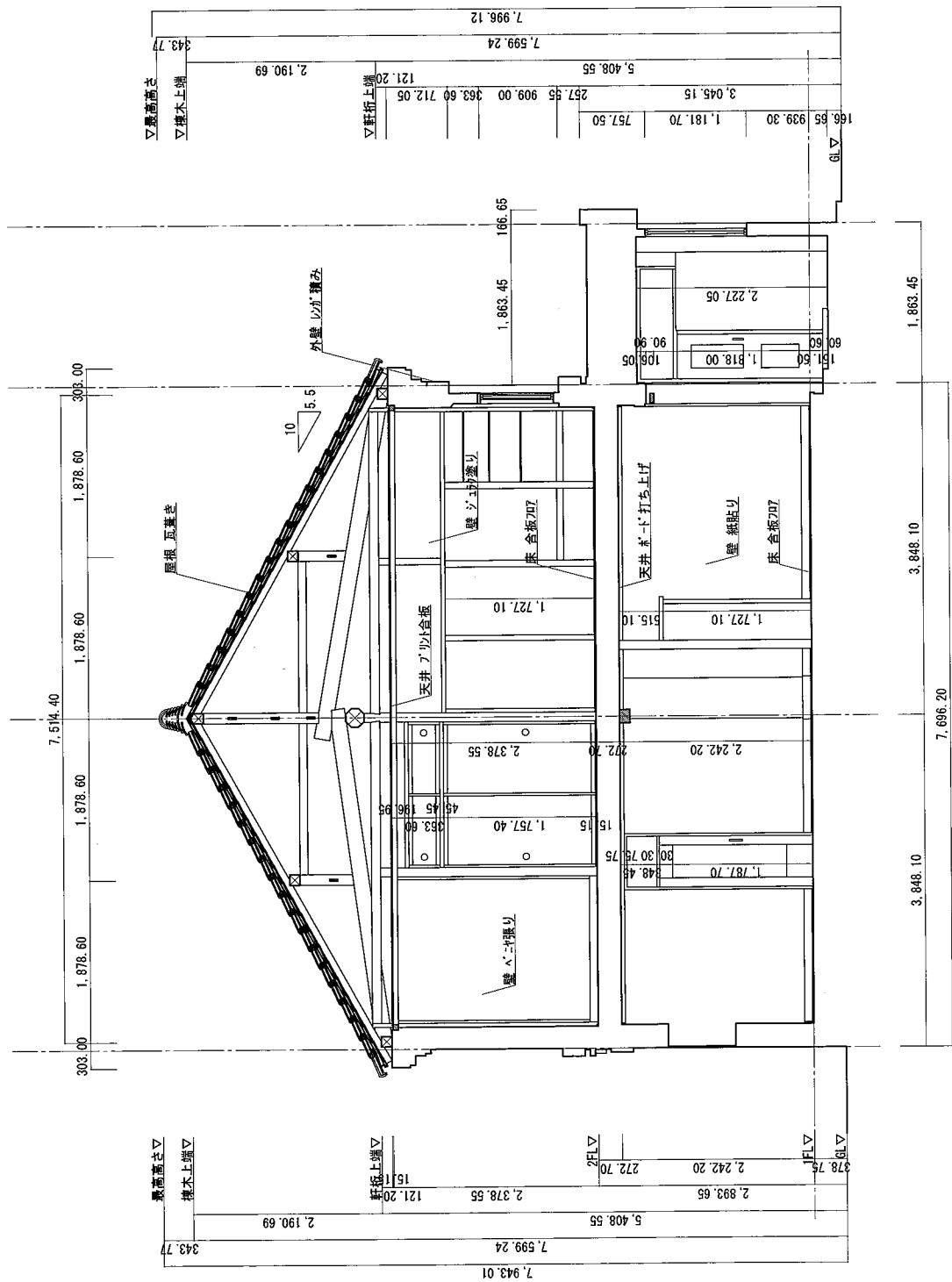
现状東立面图



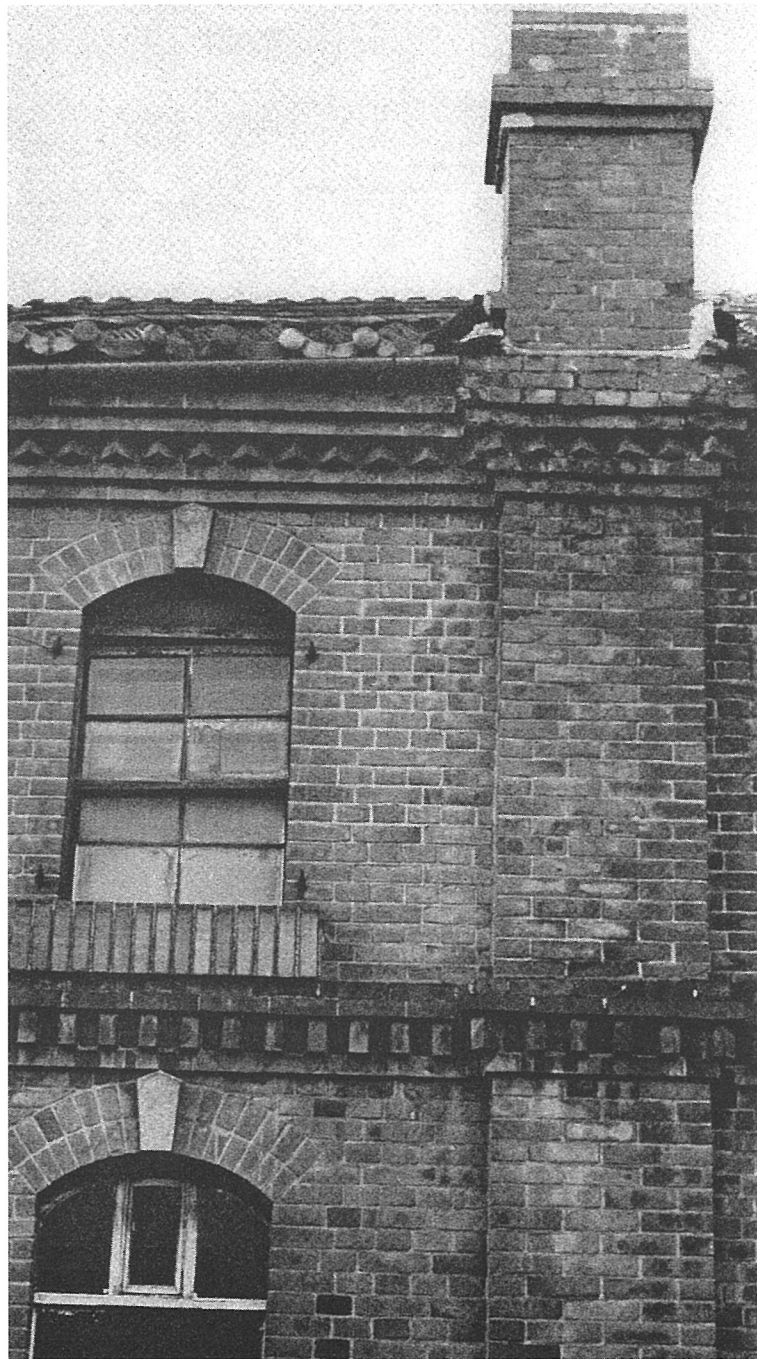
现状南立面图



現状桁行断面図



現状梁間断面図



松本市丸ノ内の山崎歯科医院

アーチの中に木枠の上げ下げ窓、暖炉の煙突もまだある。

『信州の職人』（荒川久治編著 第一法規出版 1974年）より

あ と が き

赤レンガの山崎歯科医院が解体されてから半年余りが経ちました。「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」の皆さんはもちろんですが、今でもあの場所を通るたびに、その風格ある美しい姿が思い出され、寂しさを覚える方が少なくないのではないでしょう。

こどもの頃、郊外に住んでいた私にとって、「まちへ行く」のは特別なことでしたが、特に上土界限は、花月（当時は中華料理店だった）や梓、竹乃屋など、もう今では無くなってしまったお店もあり、時々家族で外食に出かけた幸せな思い出と相まって、特別な郷愁を感じる場所となっています。その記憶の中にいつもあるのが赤レンガの山崎歯科です。

思うに、長野県第1号の登録有形文化財という価値を持つ文化財が失われた以上に、そのたたくまいが醸し出していたまちの雰囲気や、そこに関わる過去の記憶の手がかりなどが失われてしまったことが、この上なく寂しさを感じる原因なのだと思います。

残念ながら建物は失われてしまいましたが、今回の件は、私たちの暮らしに空気のように溶け込んでいる文化財の大切さや、その価値を皆が共有し、後世に継承していくことの難しさを、改めて気づかせてくれたという点で、形のない財産になっています。

市では、来年度から文化財の耐震対策や文化財保護事業補助制度の充実を図るほか、近代遺産の保存活用施策にも着手してまいります。山崎歯科の件がきっかけの一つになったことは間違いありません。

最後に、本報告書の刊行に多大なご協力をいただいた、「赤レンガの旧山崎歯科医院を残す会」の皆さんをはじめ、記録保存調査にご協力いただいた信濃伝統建築研究所の皆さん、はるばるつくば市から解体調査にかけつけてくださった建築研究所の長谷川直司先生にこの場をお借りして感謝申し上げます。

また、保存活動や周囲の声を受けて、1年以上にわたり損壊した建物を保持してくださった山崎先生やご家族には、想像以上の葛藤やご労苦がおありだったと思いますが、一連の調査や赤レンガの一部保存などのご協力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

平成 25 年 3 月

文化財課長 伊佐治 裕子

おもな参考文献

- 『松本市史』下巻 松本市役所 1933年
『片倉正史紡績株式会社20誌』片倉製糸紡績 1941年
『信州の職人』荒川久治 第一法規出版 1974年
『松本繁盛記』山内貫太郎 郁文社 1898年（復刻版 山麓舎 1982年）
『松本市史』第2巻Ⅲ 松本市 1995年
『信州の西洋館』藤森照信・増田彰久 信濃毎日新聞社 1995年
『日本棟瓦史の研究』水野信太郎 法政大学出版局 1999年
『信州の近代遺産』しなのき書房 2006年
「創業期三井物産の有価証券所有」麻島昭一 『専修大学社会科学年報』第45号（2011年）所収
『松本市100年地図帳』しなのき書房 2007年
『長野県の近代遺産』長野県教育委員会 2009年
『近代松本地図集成』窪田雅之 書肆秋櫻舎 2013年

登録有形文化財（建造物）山崎歯科医院記録保存調査報告書

編集 松本市教育委員会（担当：文化財課）

〒390-0874

松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所

電話 0263-34-3292

発行 平成25年3月31日

印刷 精美堂印刷株式会社
